

京都府公安委員会告示 第 105 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府公安委員会

委員長 在田 正秀

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 聴聞の期日 | 令和 7 年 7 月 8 日 |
| 2 | 聴聞の場所 | 京都市伏見区羽東師古川町647
京都府警察自動車運転免許試験場内
京都府自動車安全運転学校 |